

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第1節	在宅高齢者・家族介護者の支援の充実
1-2	家族介護者の支援	
No.5	取組名：認知症ケアパスの普及啓発（再掲）	

担当課：地域包括支援課

通しNo.：56

9期計画P.111

事業概要
認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるようにすることを目的として、認知症に関する情報や、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを示した「認知症あんしんガイドブック」を作成し配布します。 認知症サポーター養成講座や研修会等の際、配布説明することで高齢者や家族だけでなく、市民全体の認知症に関する知識向上を図ります。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
通しNo.13再掲のため省略	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	0	0	0%	0	—	—	0	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
—	—

事業の課題
—

今後の方針
—

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第1節	在宅高齢者・家族介護者の支援の充実
1-2	家族介護者の支援	
No.6	取組名：認知症カフェ（再掲）	

担当課：地域包括支援課

通しNo.：57

9期計画P.111

事業概要
認知症の人やその家族、地域の方や介護・医療関係者等、多様な人が出会い、つながり、交流を広げ、集う人たちが互いに学び、支え合う関係を深めていける場として、市内で開催されています。 レクリエーションや講話など本人の生活意欲の向上のための企画や専門職による介護者への相談支援、地域の人の認知症理解のための啓発などを行います。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
通しNo.14再掲のため省略	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	0	0	0%	0	—	—	0	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
—	—

事業の課題
—

今後の方針
—

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第1節	在宅高齢者・家族介護者の支援の充実
1-2	家族介護者の支援	
No.7	取組名：介護事業所等関係者に対する情報提供（再掲）	

担当課：地域包括支援課

通しNo.：58

9期計画P.111

事業概要
在宅介護を支援する介護支援専門員（ケアマネジャー）等に対して、各介護事業所の運営状況及びインフォーマルの地域資源に関する情報の集約と提供を、つくばケアマネジャー連絡会等を通して行います。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
通しNo.8再掲のため省略	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	0	0	0%	0	—	—	0	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
—	—

事業の課題
—

今後の方針
—

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第2節	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実
2-1	日常生活に必要なサービスの充実	
No.1	取組名：高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：59

9期計画P.112

事業概要
75歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯に対して、日常生活を送る上で自ら行うことが困難な軽作業（部屋の掃除・窓ふき・電球の交換等）を市に協力を申出している事業所に依頼した際にかかる費用の一部を助成します。 対象者だけでなく民生委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等幅広く周知を行い、サービスの普及に努めます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）助成券交付者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	1,200	1,288	107%	1,250	—	—	1,300	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	日常生活を送る上で、自ら行うことが困難な部屋掃除や草取り等の軽易な作業を依頼した際にかかる費用の一部を助成することにより、高齢者の日常生活を支援し、高齢者の在宅福祉の増進に寄与できた。

事業の課題
依頼時期や内容により、すぐに作業の対応ができないケースがある。

今後の方針
対応できる事業所を増やすために、登録事業所の要件を定め周知を行う。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第2節	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実
2-2	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実	
No.1	取組名：緊急通報システム事業	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：60

9期計画P.113

事業概要
ひとり暮らし等の高齢者の日常生活での健康不安を解消するため、ペンダント型無線発信機や緊急通報機器一式を貸与し、また、急病等緊急時に迅速かつ適切な対応を図っています。
利用できる方は、概ね65歳以上で病弱又は、重度の身体障害のあるひとり暮らしの方、75歳以上のひとり暮らしの方です。
高齢者等の不安を解消するとともに生活の安全を確保することを目的としています。
事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
緊急通報システム利用者数 (人)	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	200	201	101%	205	—	—	210	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	緊急通報システムの通報、お伺い電話等により、救急搬送だけでなく入院・入所等も把握でき、ひとり暮らし高齢者の不安解消、生活の安全の確保に寄与できた。

事業の課題
新規設置者の動きはみられるものの、同時に撤去者も散見される。利用者数は増加傾向ではあるものの、引き続き事業周知を行う必要がある。

今後の方針
事業内容について検討を行い、市民ニーズに対応できるよう、R4年度から緊急通報装置として新たに携帯型端末を導入した。変更点を含め、積極的な周知を行い、利用者の増加につなげていく。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第2節	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実
2-2	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実	
No.2	取組名：愛の定期便事業	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：61

9期計画P.113

事業概要
70歳以上のひとり暮らし高齢者の安否確認・健康維持・孤独感の解消を図るため、週に3回まで、乳製品を手渡しで配達します。 乳製品は市に協力を申出している事業所が配達します。 今後も利用条件や事業周知について検討し、ひとり暮らし高齢者の安否確認・健康維持・孤独感の解消に寄与していきます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
愛の定期便実利用者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	45	37	82%	45	—	—	45	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
B	ひとり暮らし高齢者の健康保持や定期的な安否確認による不安解消に寄与できた。

事業の課題
利用者が伸び悩んでいる。引き続き事業周知を行っていく必要がある。

今後の方針
利用者アンケートを行い、利用者のニーズを把握することで事業内容の検討を行う。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第2節	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実
2-2	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実	
No.3	取組名：宅配食事サービス事業	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：62

9期計画P.113

事業概要
心身の障害などの理由で、調理や買物が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、高齢者向けのお弁当を調理している委託業者が、利用者の希望の曜日に夕食を手渡しで配達することにより、安否確認と健康維持を図っています。 今後も本事業を必要としているひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への周知のため、対象者だけでなく民生委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等幅広く周知を行い、サービスの普及に努めます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
宅配食事サービス実利用者数 (人)	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	130	98	75%	140	—	—	150	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
C	65歳以上のひとり暮らしの方及び高齢者世帯に希望の曜日に食事を配達し,配達時に不在だった場合、本人や親族等に連絡を取り、安否確認を行い、健康保持に寄与することができた。

事業の課題
利用者が安否確認目的の事業であることの認識が薄く、弁当配達時に不在する方も多く対応に苦慮している。

今後の方針
安否確認事業であることの周知を徹底する。また、キャンセルの方法や不在時の安否確認についてサービス開始時に丁寧に説明する。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第2節	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実
2-2	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実	
No.4	取組名：救急医療情報便ツクツク見守りたい	

担当課：社会福祉課

通しNo.：63

9期計画P113

取組概要
高齢者・障害者・日常生活で健康に不安を抱えている方が、自宅で体調が悪くなり救急車を呼んだ際に、救急隊員等が迅速な処置を行えるよう、救急時の備えとして、医療情報や緊急時の連絡先などを記入した「救急医療情報便」を、自宅の冷蔵庫に貼っていただきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	高齢者、障害者、健康に不安を抱えている方で配布を希望する方に対して、社会福祉課の窓口や、各地区の窓口センターでの配布のほか、民生委員が毎年8月から11月にかけて実施している高齢者台帳調査実施時やひとり暮らしの高齢者世帯等の定期訪問時に必要と思われる方に配布している。

取組の課題
医療機関情報や服薬状況及び緊急時の連絡先などを記入した「救急医療情報便」の情報が最新の情報に更新されていない。また、救急隊の現場での救命活動において活用されている事例が少ない。

今後の方針
救急医療情報便の内容が更新されていない課題については、民生委員やケアマネジャー等の関係機関と連携し、更新の働きかけを進める。また、救急医療情報便の医療機関へのポスターの掲示、市役所窓口への配置については、今後、市医師会や庁内関係課と連携し、実施に向けた検討を進めていく。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第2節	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実
2-2	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実	
No.5	取組名：傾聴ボランティア事業（再掲）	

担当課：地域包括支援課

通しNo.：64

9期計画P.113

事業概要
ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者などへの交流の場の提供として、傾聴ボランティアが自宅に伺い、傾聴を通じた交流を行います。 高齢者の閉じこもり予防の効果を得ることができ、高齢者が住み慣れた地域で人と人のつながりを継続し介護予防につながる取組を推進します。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
通しNo.32再掲のため省略	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	0	0	0%	0	—	—	0	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
—	—

事業の課題
—

今後の方針
—

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第2節	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実
2-2	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実	
No.6	取組名：養護老人ホーム入所措置	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：65

9期計画P.113

事業概要
環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者で、入所の判定が妥当であると認められた場合に、養護老人ホームへの入所手続きを進めています。 入所の判定は、入所判定委員会を開催しています。引き続き、速やかに適切な対応ができるよう体制づくりに努めていきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
C	養護老人ホームに入所中の1名の保護措置費の支払など施設担当者と連携を図って対応し、措置入所者の生活の安定に寄与することができた。 数値による評価が適していない事業であり、利用者は少ないものの事業の目的を果たすことができているのでC評価とする。

事業の課題
措置入所者の今後について、引き続き施設担当者と連携を図る必要がある。

今後の方針
環境上の理由及び経済的な理由により養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定を確保するため、速やかで適切な対応ができるような体制づくりに努める。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第2節	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実
2-2	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実	
No.7	取組名：資金等貸付事業	

担当課：社会福祉協議会	通しNo.：66	9期計画P.114
事業概要		
経済的な困窮を含めた深刻な生活課題に関しては、地域包括支援センターなどとの連携のもとに、社会福祉協議会の資金貸付事業等（生活福祉資金・小口資金貸付・生活困窮援助物資支給）により、要件に該当する世帯へ支援を行います。		

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
C	小口資金貸付事業 相談件数 672件 貸付52件、500,000円 生活困窮援助物資支給事業 相談件数 269件 支援件数 126件（1,487kg） 茨城県生活福祉資金 相談件数 358件 申請1件 貸付決定1件（696,000円/教育支援費）

事業の課題
ア 小口資金貸付事業の利用者は、コロナ前の約3倍、緊急援助物資支給事業は約2.5倍の実績となっており、今後も継続する見込みあり。 イ コロナ渦では生活保護申請中や被保護者に対する社会福祉課からの支援依頼が増加した。生活困窮世帯に対する債権回収を慎重に進める必要がある。

今後の方針
高齢者独居世帯、高齢者がいる世帯で生活困窮の他に障害・幼児・児童養育の問題、DV等の複合的な生活課題を有する世帯への支援や被保護者に対する支援について、社会福祉課担当ケースワーカーや生活・自立サポートセンター（つくば市自立相談支援機関/受託）、関係部署と連携調整を密にした支援を実施する。今後は包括的な支援が求められるとともに、貸付資金の使途を明確にするなどの透明性も求められる。

施策目標 第4章 生活支援の推進

施策方針 第3節 高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実

3-1 外出支援の充実

No.1 取組名：高齢者タクシー運賃助成事業

担当課：高齢福祉課 通しNo.：67 9期計画P.115

事業概要

65歳以上のひとり暮らし高齢者、または70歳以上の高齢者世帯、または市民税非課税世帯に属する70歳以上、80歳以上の高齢者に対して、外出するためのタクシー運賃の一部を助成します。

利用券は、市に協力を申し出ている事業所のタクシーを利用した時に使用できます。

事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
高齢者タクシー運賃助成券交付者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	2,700	4,236	157%	2,850	—	—	3,000	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	令和6年度から対象範囲を拡大し、80歳以上の高齢者は世帯や収入要件にかかわらず対象とした。高齢者の外出支援、社会参加に役立つことができた。

事業の課題

移動支援を必要としている高齢者へ情報が届くよう、周知方法を検討していく必要がある。

今後の方針

引き続き、移動支援を必要としている高齢者への周知のため、市報などの他に民生委員などに周知を促していく。また、市民ニーズに対応できるように対象者や利用の仕方について検討していく。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第3節	高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実
3-1	外出支援の充実	
No.2	取組名：福祉有償運送事業	

担当課：高齢福祉課、障害者地域支援室

通しNo.：68

9期計画P.115

事業概要
NPO法人等が、一人で公共交通機関等を利用することが困難な障害者や高齢者を対象に行う有償移送サービスです。 市内には福祉有償運送事業者が4団体あります。 つくば市福祉有償運送運営協議会では新規登録や更新登録等重要事項の決定や福祉有償運送の必要性や安全の確保、サービス内容を含めた事項について協議し、了承された団体が国土交通省へ申請をし、許可を得ています。 事業者が継続して運営できるよう引き続き支援を行うとともに、今後の運営支援について検討していきます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
福祉有償運送実利用者数 (人)	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	570	625	110%	590	—	—	610	—	—
指標②	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
福祉有償運送延べ利用者数 (人)	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	2,500	3,871	155%	2,600	—	—	2,700	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	4月に福祉有償運送事業補助金交付申請を受付、3事業者に対し交付決定を行った。3月の実績報告書提出に基づき、事業所に補助金を交付することで運営を支援し、利用者の移動手段の確保や社会参加の促進を図ることができた。また、新たに2事業所の登録申請を受け、運営協議会で協議し、承認した。

事業の課題
利用者が増え、需要に対し供給が追いつかなくなる懸念がある。

今後の方針
引き続き、利用者数に応じた補助金交付のほか、福祉有償運送の運転者となる場合に受講が必要な運転者講習会を市が主催することにより、事業者が継続して運営できるように支援を行っていく。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第3節	高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実
3-1	外出支援の充実	
No.3	取組名：高齢者移動支援担い手育成事業	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：69

9期計画P.115

事業概要
既存の福祉有償運送団体及びボランティア輸送団体の支援をするほか、移動支援に興味を持っている市民が実際に支援を始めるための一助とするため、福祉有償運送の運転者となる場合に受講が必要な運転者講習会を市が主催します。 事業や福祉有償運送、ボランティア輸送を広く周知し、団体の活動を支援していきます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
高齢者移動支援担い手育成事業利用者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	15	14	93%	15	—	—	15	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
B	福祉有償運送の運転者となる場合に受講が必要な運転者講習会を行うことで移動支援に興味を持っている市民が実際に支援を始める支援を行った。11月に運転者講習会を実施し、定員15名に対して14名が参加した。周知方法として区会回覧を行ったところ効果があった。

事業の課題
つくば市役所内で運転者講習会を行える事業所がつくば市内だけでなく近隣市にもなくなってしまったため、講習会の継続に課題がある。

今後の方針
県外を含め、運転者講習会を行える事業所を選定し、事業を継続できるよう調整する。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第3節	高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実
3-1	外出支援の充実	
No.4	取組名：高齢者運賃割引証の交付	

担当課：総合交通政策課

通しNo.：70

9期計画P116

取組概要
65歳以上のつくば市民を対象に、高齢者運賃割引証を交付し、つくバス、つくタク及びつくばね号の運賃の割引（半額）を行っています。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	【取組状況】 交付対象者から申請があった際は、遅滞なくその場で割引証の交付を行っています。また、つくスマアプリを活用した電子版の高齢者運賃割引証の発行も行っています。 【評価の根拠】 令和6年度つくば市高齢者運賃割引証交付件数 1,258件 令和6年度つくバス高齢者運賃割引証発行件数 193件 順調に周知が進んでいるためB評価とする。

取組の課題
—

今後の方針
関係各所と連携し、引き続き交付を行ってまいります。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第3節	高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実
3-1	外出支援の充実	
No.5	取組名：高齢者運転免許自主返納支援事業	

担当課：防犯交通安全課

通しNo.：71

9期計画P116

取組概要
高齢者の交通事故防止対策として、65歳以上の高齢者が自主的に運転免許を返納した場合に「つくバス」の乗車券や「PASMOカード」を交付し、運転免許返納の促進を図っています。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	指標を設定することが難しいため、前年度の実績値を評価基準とする。 令和6年度の返納者数は、前年度より増加傾向で推移しているためB評価とする。 返納者：令和6年度 327人 令和5年度 299人

取組の課題
車が生活に欠かせない移動手段となっている高齢者が多いため、公共交通機関の整備が必要である。

今後の方針
高齢者による交通事故を未然に防止することを目的に、今後も積極的に高齢者運転免許自主返納支援事業を推進する。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第3節	高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実
3-1	外出支援の充実	
No.6	取組名：高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：72

9期計画P.116

事業概要
自動車に代わる移動手段の確保、高齢者の社会参加の促進、心身の健康増進、介護予防の推進のため、市の交通安全講習会を受けた65歳以上の方に電動アシスト自転車および自転車用ヘルメットの購入費の補助を行います。 事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
高齢者電動アシスト自転車等 購入費補助事業利用者数 (人)	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	560	225	40%	560	—	—	560	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
D	電動アシスト自転車を購入する際の費用の一部を補助することにより、高齢者の自動車に代わる移動手段の確保、社会参加の促進、心身の健康増進、介護予防を推進することができた。また、令和6年度から対象年齢を70歳以上から65歳以上に引き下げた。 交通安全講習会申込者数304人、参加者数261人 補助金申請数231件、実績報告数225件

事業の課題
交付者数が減少傾向にあるため、事業の周知に取り組む必要がある。

今後の方針
交通安全講習会の参加要件や申請方法、広報の仕方を検討し、交付者を増加させる。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第3節	高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実
3-2	買物支援の充実	
No.1	取組名：つくば市高齢者等買物支援事業	

担当課：地域包括支援課

通しNo.：73

9期計画P.117

事業概要
身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買物が困難な状況に置かれた高齢者等に対して、見守り等を行いながら移動販売事業を行います。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
つくば市高齢者等買物支援事業利用者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	36,000	36,500	101%	36,000	—	—	36,000	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	市内3ルート（大穂店、万博記念公園店、学園の森店）で運行した。延べ151か所で移動販売を行い、令和7年1月からは143か所で行った。継続して事業を行うため、移動販売場所見直しを行い、利用客数が昨年に比して増加してきている。 大穂店ルートは延べ約12,000人、万博店ルートは延べ約15,000人、学園の森店ルートは延べ約9,500人の利用実績となった。要望のあった2地区について、新規で販売開始するための連絡調整を行った。。

事業の課題
継続して高齢化率やニーズの高い場所での販売ができるよう、引き続き場所の選定や変更が必要である。 また、買物の機会のほか、高齢者の集いの場や活動の場として利用できるよう、情報発信、共有の方法について検討が必要である。

今後の方針
購買客が減少している場所については、区長等と協議し移動販売を周知し、よりニーズの高い場所で販売ができるように販売場所の選定を行う。 また、買物以外にも集いの場等として活用ができるよう情報提供を行う。

施策目標	第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第1節 ニーズに合わせた多様な住まいの供給
1-1	賃貸住宅、老人ホーム及び施設の供給と適正化
No.1	取組名：有料老人ホームの供給と適正化

担当課：高齢福祉課

通しNo.：74

9期計画P.119

事業概要
有料老人ホームの市民ニーズを把握し、ニーズに応じた住宅供給を行うことを目標とします。運営事業者は、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導要項」及び「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」を遵守するものとし、さらに、安定的かつ継続的な事業運営を確保するため、より質の高い運営に向け努力するよう市が指導・助言を行います。 また、高齢者への市内の有料老人ホームの情報提供も推進します。 ・つくば市有料老人ホーム設置運営指導要項の運用 ・つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針の運用の徹底 ・市内有料老人ホームの情報提供 ・運営実態把握のための立入検査

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	市内有料老人ホームについて、立入検査（定期検査）を3件実施した。また、新規事業者に対して、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき指導を行った。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

事業の課題
市内有料老人ホームにおいて、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」等を遵守し、適切な運営が行われるように、引き続き指導・助言を行っていく必要がある。

今後の方針
引き続き、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」等を遵守するよう指導・助言を行う。

施策目標	第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第1節 ニーズに合わせた多様な住まいの供給
1-1	賃貸住宅、老人ホーム及び施設の供給と適正化
No.2	取組名：サービス付き高齢者向け住宅の供給と適正化

担当課：高齢福祉課、住宅政策課

通しNo.：75

9期計画P120

事業概要
有料老人ホームの供給と同様に、市民ニーズに応じた住宅供給を行うことを目標とします。 住宅運営事業者は、「つくば市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要項」及び「つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」を遵守するものとし、さらに、住宅の安定的かつ継続的な事業運営を確保するため、より質の高い運営に向け努力するよう市が指導・助言を行います。 ・つくば市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要項の運用 ・つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針の運用の徹底 ・市内サービス付き高齢者向け住宅の情報提供 ・運営実態把握のための立入検査

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	【高齢福祉課】市内サービス付き高齢者向け住宅について、立入検査（定期検査）を2件実施した。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。 【住宅政策課】登録申請のあった住宅について、「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」及びつくば市の事務取扱要項に基づき内容の審査を実施しています。令和6年度の登録更新のための審査はありません。

事業の課題
【高齢福祉課】市内サービス付き高齢者向け住宅において、「つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」等を遵守するよう引き続き指導・助言を行う必要がある。 【住宅政策課】特にありません。

今後の方針
【高齢福祉課】引き続き、「つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」等を遵守するよう指導・助言を行う。 【住宅政策課】引き続き登録申請のあった住宅について、審査を実施します。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第1節	ニーズに合わせた多様な住まいの供給
1-1	賃貸住宅、老人ホーム及び施設の供給と適正化	
No.3	取組名：介護保険事業所の整備と方針	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：76

9期計画P.120

事業概要
高齢者居宅生活支援事業の用に供する介護保険事業所について、日常生活圏域ごとの実情に応じた介護サービス提供体制の整備に努めます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	以下のとおり、居宅サービス事業所の新規指定を行った。 居宅介護支援：1事業所 訪問看護：4事業所 通所介護：1事業所 順調に整備を進めているため、B評価とする。

事業の課題
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、居宅サービスを充実させていく必要がある。

今後の方針
引き続き、関係機関との協力体制を拡充し、日常生活圏域ごとの実情に応じた介護サービス提供体制の整備に努める。

施策目標	第 5 章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第 1 節	ニーズに合わせた多様な住まいの供給
1-1	賃貸住宅、老人ホーム及び施設の供給と適正化	
No.4	取組名：高齢者への市営住宅の供給	

担当課：住宅政策課

通し No.：77

9 期計画P.120

事業概要
真に住宅に困窮する高齢者世帯に対しては、市営住宅抽選時の優遇措置などにより、高齢者世帯等の居住の安定確保に努めます。 高齢者単身世帯の増加に備えるため、建替えなどの際に、２ＤＫ以下の住宅を整備することを検討します。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	令和 6 年度の市営住宅の入居については、年 4 回の定期募集（公募）を実施し、入居件数26件のうち高齢者世帯（高齢者単身世帯含む）は 6 世帯でした。 高齢者世帯に対しては、応募が重複した場合の抽選時に優遇措置を実施しています。

事業の課題
特にありません。

今後の方針
市営住宅の入居について、高齢者世帯に対しては、引き続き抽選時の優遇措置を実施していきます。また、高齢単身世帯の入居希望者が増加しているので、既存の市営住宅の募集時に、単身入居可能住宅の割合を増やすことを検討します。

施策目標	第 5 章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第 2 節	適切な住まいに入居できるための情報提供の支援
2-1	民間賃貸住宅への入居支援と住み替え住宅の情報提供	
No.1	取組名：つくば市民間賃貸住宅情報提供事業	

担当課：住宅政策課

通し No.：78

9 期計画P.121

事業概要
公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会土浦・つくば支部と協定を締結し、高齢者のみの世帯など、住宅に困窮する者に対し、低額家賃の民間賃貸住宅の情報を提供します。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	低額な民間賃貸住宅の情報を窓口で提供しています。令和 6 年度は、情報提供件数17件でした。

事業の課題
特にありません。

今後の方針
市営住宅の案内に加え、希望により低額な民間賃貸住宅の情報を保有する協力不動産業者の一覧を提供していきます。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第2節	適切な住まいに入居できるための情報提供の支援
2-1	民間賃貸住宅への入居支援と住み替え住宅の情報提供	
No.2	取組名：居住支援団体等の情報提供	

担当課：住宅政策課

通しNo.：79

9期計画P.121

事業概要
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づき、茨城県の審査を経て登録された民間の居住支援法人やセーフティネット住宅の情報を提供することで、高齢者等の住宅確保要配慮者が適切な住宅の選択ができるように支援します。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	セーフティネット住宅等の情報を窓口や電話案内により提供しました。

事業の課題
特にありません。

今後の方針
市営住宅の案内に加え、希望により低額な民間賃貸住宅の情報を保有する協力不動産業者の一覧を提供していきます。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第2節	適切な住まいに入居できるための情報提供の支援
2-1	民間賃貸住宅への入居支援と住み替え住宅の情報提供	
No.3	取組名：住宅資産を活用した住み替え制度等の情報提供	

担当課：住宅政策課	通しNo.：80	9期計画P.121
事業概要		
高齢者が所有する住宅資産を活用し、希望する高齢者向け住宅等に住み替えるために、一般社団法人移住・住み替え支援機構によるマイホーム借上げ制度や独立行政法人住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度の情報提供を行います。		

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	市の窓口へ案内パンフレットを備えつけるとともに、市のホームページにおいて、「住まいの情報リンク集」内で情報提供を実施しています。

事業の課題
特にありません。

今後の方針
引き続き情報提供を実施していきます。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第3節	安全安心な居住環境の確保
3-1	高齢者に適した居住環境を有する住宅の促進	
No.1	取組名：住宅改修（バリアフリーリフォーム）の促進	

担当課：介護保険課	通しNo.：81	9期計画P.122
事業概要		
高齢者が安心して快適な生活を営むことができるよう、自宅で居住する高齢者の自立した生活や介護しやすい環境を備えるための住宅改修を促進します。 高齢者と日々接している介護・福祉・保健医療の専門家（ケアマネジャー等）と、住宅改修の内容を相談し、改修費用の金銭的負担の軽減を行います。		

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	申請内容を精査し、高齢者の状況に応じた住宅改修を行えるように関係者との連絡調整を行った。また支給件数が前年度比で増加しており、高齢者の暮らしを支えるサービスとして事業運営ができています。

事業の課題
住宅改修の内容については、高齢者の自立した生活や介護しやすい環境を備えるための内容となるよう、ケースごとに精査する必要がある。

今後の方針
引き続きホームページや出前講座等で介護保険での住宅改修について周知を行うとともに、必要に応じた改修内容となるよう精査をしていく。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第3節	安全安心な居住環境の確保
3-1	高齢者に適した居住環境を有する住宅の促進	
No.2	取組名：市営住宅のバリアフリー化	

担当課：住宅政策課	通しNo.：82	9期計画P.122
事業概要		
既存の市営住宅の大規模改修にあたっては、手すりの設置、屋内の段差解消等の配慮に努め、そのほか個別ニーズに対応した改修によりバリアフリー化を推進します。 市営住宅の建替えにあっては、高齢者等へ配慮した構造、間取り等とし市営住宅に相応しい住宅とします。		

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	社会資本整備総合交付金を活用した「第2次つくば市市営住宅長寿命化計画」に基づく市営住宅の大規模改修工事として、令和6年度はび金田住宅1B.2A棟（24戸）の浴室改修工事を実施し、床段差の小さい仕様とするとともに、手すりを設置しました。

事業の課題
特にありません。

今後の方針
令和3年（2021年）3月に策定した第2次つくば市市営住宅長寿命化計画の、改善事業の実施方針、建替え事業の実施方針に基づき、高齢者が安心・安全に居住できるように事業を進めます。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第3節	安全安心な居住環境の確保
3-1	高齢者に適した居住環境を有する住宅の促進	
No.3	取組名：ユニバーサルデザインによる住まいづくりの普及啓発	

担当課：高齢福祉課	通しNo.：83	9期計画P.122
事業概要		
誰もが安全で安心して快適に住み続けられる住宅を普及させるため、つくば市ユニバーサルデザイン基本方針に基づき、啓発活動の実施に努めます。 また、実施に当たっては、米ノースカロライナ州立大学併設の研究機関のロナルド・メイスらが提唱したユニバーサルデザインの7原則に配慮します。		

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	高齢者や介護サービス事業者などからの問い合わせに対し、つくば市ユニバーサルデザイン基本方針により情報提供している。計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

事業の課題
ユニバーサルデザインの基本方針の普及のために、市民、事業者等との連携を行っていく必要がある。

今後の方針
関係部署と連携し、「つくば市ユニバーサルデザイン基本方針」に基づき啓発活動を推進していく。

施策目標	第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第3節 安全安心な居住環境の確保
3-2	安心した日常生活を営むための地域支援体制の構築
No.1	取組名：高齢者居宅生活支援体制の確保

担当課：高齢福祉課

通しNo.：84

9期計画P123

取組概要
4章「生活支援の推進」の中で、日常生活に必要なサービスの充実や、ひとり暮らし・高齢者世帯の見守りの充実を目的とした事業について示しています。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	布団丸洗い乾燥事業、つくば市高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）、緊急通報システム事業、つくば市宅配食事サービス事業等を実施し、日常生活に必要なサービスの充実やひとり暮らし・高齢者世帯の見守りの充実を図れた。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。 （参考）各事業の詳細：通しNo.50、59、60、62

取組の課題
高齢者福祉計画に内包する「つくば市高齢者居住安定確保計画」の部分であるため、詳細な記載はしない。（各事業の課題、方針については、通しNo.50、59、60、62で記載）

今後の方針
高齢者福祉計画に内包する「つくば市高齢者居住安定確保計画」の部分であるため、詳細な記載はしない。（各事業の課題、方針については、通しNo.50、59、60、62で記載）

施策目標	第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第4節 災害に強い住まいづくり
4-1	災害に強い住まいづくり
No.1	取組名：耐震改修の促進

担当課：建築指導課

通しNo.：85

9期計画P124

事業概要
耐震性の低い住宅では、地震による被害が大きくなり、生命が脅かされる危険性が高くなります。 高齢者の生命、財産を守るために、木造住宅耐震診断士の派遣や木造住宅耐震改修費補助により昭和56年以前に建築された旧耐震基準による住宅を主な対象として耐震改修の促進を図ります。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
C	耐震診断士派遣事業及び耐震改修費補助事業に関して、市報、ホームページに募集案内を掲載している。 令和6年度の耐震診断士の派遣件数は募集枠10件に対して10件、耐震改修費補助の実施は募集枠2件に対して2件となっているため、概ね計画どおりに進んでいるとして評価Cとする。

事業の課題
住宅の耐震化に関する情報が広く行き届き、理解が深まるよう普及啓発を図る必要がある。

今後の方針
耐震化の重要性について、区会配布など様々な広報手段を用い周知を図る。

施策目標	第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第4節 災害に強い住まいづくり
4-1	災害に強い住まいづくり
No.2	取組名：家庭でできる地震対策の普及

担当課：危機管理課

通しNo.：86

9期計画P124

事業概要
災害時に自身の身や財産を守るため、家具の転倒防止対策や窓ガラスの飛散防止対策など、家庭でできる安全対策の普及に努めます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	ホームページによる周知のほか、出前講座や防災イベントにおいて、家庭での地震に対する安全対策に関する啓発を実施した。計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

事業の課題
地震に対する安全対策を行う家庭を増やすためには、市民の防災意識を向上させる必要がある。

今後の方針
市民の防災意識を向上させるため、引き続き啓発に努める。

施策目標	第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第4節 災害に強い住まいづくり
4-1	災害に強い住まいづくり
No.3	取組名：介護施設等の災害・感染症対策の強化

担当課：高齢福祉課

通しNo.：87

9期計画P125

事業概要
大地震等を想定した介護施設等の耐震対策、非常食の確保の義務付け、緊急時の連絡体制の整備等を中心に災害対策を整備し、電気・水道などインフラ等が停止した場合でも対応できる施設整備に努めます。 介護保険施設等運営指導実施時には避難訓練の実施記録や、非常口の確保、消火器の使用期限、スプリンクラーや自動火災報知設備、火災通報装置等の消防用設備の点検状況の確認・指導を行います。 また、災害・感染症発生時に必要な介護サービスが継続して提供できるように、令和6年度から義務付けられた業務継続計画（BCP）の策定について助言・支援を実施していきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	施設の大規模改修・修繕等について、事業所のニーズに応じて補助金を交付し整備を進め、災害対策を推進した。令和6年度は、事業者からの申請を受け、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、非常用自家発電設備の整備について1件補助金を交付した。 また、介護施設等の指導監査時に防火対策やBCPの策定状況の確認を行った。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

事業の課題
補助金額には上限があり、また事業者の自己負担もあるため、災害対策が十分にできない場合も出てくる。国・県からの補助金等の情報を適切に周知し、事業所のニーズに応えられるよう手続きをすすめ、災害対策を促進する。

今後の方針
新規対象事業については重点的に周知し、状況に応じた災害対策ができるよう支援していく。

施策目標	第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第4節 災害に強い住まいづくり
4-1	災害に強い住まいづくり
No.4	取組名：つくば市避難行動要支援者制度

担当課：社会福祉課

通しNo.：88

9期計画P125

事業概要
東日本大震災の教訓による災害対策基本法の改正を受け、災害時の避難の際に自力での避難が困難であり、支援が必要な方（避難行動要支援者）を対象とする「避難行動要支援者名簿」を作成し、随時更新していきます。 この名簿に基づき、要支援者本人の同意により平常時から警察機関、消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報（氏名、住所、連絡先、避難支援を必要とする事由等）の提供を行い、災害に備えた個別避難計画の作成や日頃の見守りに活用します。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	個別避難計画書と地域支援者への個人情報の同意についての同意書の様式を1つにまとめ様式を改正したことにより、計画作成の利便性の向上を図った。その結果、個別避難計画の作成件数が令和5年度（2023年度）の155件から245件へと大幅に向上した

事業の課題
名簿登録者のうち毎年600～700名ほどが新規登録、死亡、転出、施設入所等の理由で入れ替わるため、個別避難計画の作成の推進が難しい。また、個別避難計画の作成依頼の通知を送付しているが、返答率は60%程度である。

今後の方針
独居の高齢者、障害者世帯など支援者が身近にいない方を優先して個別避難計画の作成を推進する。また、個別避難計画の作成依頼の通知への未返答者については、訪問を実施し、制度の説明と併せて個別避難計画の作成を推進する。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-1	適切な介護サービス事業所の整備の推進	
No.1	取組名：介護事業所・施設の整備	

担当課：高齢福祉課

通し No.：89

9 期計画P127

事業概要
介護保険事業計画に基づいて、必要な介護事業所・施設を整備していきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
C	9 期計画に基づき、介護医療院（1 事業所）、特定施設入居者生活介護（2 事業所）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1 事業所）、看護小規模多機能型居宅介護（1 事業所）の公募を実施し、介護医療院 1 事業所、特定施設入居者生活介護 1 事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 事業所について整備事業者を選定した。

事業の課題
建築価格や人件費の高騰により、整備事業者が集まりにくい傾向がある。

今後の方針
整備事業者が決定しなかったサービスについて、令和 7 年度に再度募集を行う。

施策目標	第6章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第1節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-2	介護サービスの質の向上	
No.1	取組名：要介護（支援）認定の適正化	

担当課：介護保険課

通しNo.：90

9期計画P127

事業概要
介護保険制度における要介護（支援）認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行わなければなりません。また、認定申請受付後の認定調査及び、主治医意見書の入手を迅速に行うことが求められています。サービスを必要とする被保険者に適正な認定を行うために、研修等を通じ、認定調査及び認定審査会における適正化、平準化に努めます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
要介護(支援)認定審査数 (件)	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	6,800	5,531	81%	6,900	—	—	7,000	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
B	申請後の手続きにおいて、基準に基づき、公平・公正に行った。 また、認定申請受付後の認定調査を迅速に行えるよう調査員の委託を増加しました。

事業の課題
認定申請受付後の認定調査を迅速に行う手段として、事務の標準化後にICTの導入を検討する必要がある。

今後の方針
介護保険制度における要介護（支援）認定について、基準に基づき公平・公正に行うことはもとより、事務の迅速化を目指してICT導入を前向きに検討してまいります。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-2	介護サービスの質の向上	
No.2	取組名：介護予防ケアマネジメント事業	

担当課：地域包括支援課

通し No.：91

9 期計画P127

取組概要
高齢者が要介護（支援）状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択（希望）に基づき必要な援助を行っています。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについては、ガイドラインを介護支援専門員と情報共有を図りながら実施している。介護予防を目的とした支援が適切に行われており、利用者自らが必要な選択ができるよう支援体制の構築もできていることから、事業は計画通りに実施できている。

取組の課題
介護支援専門員の支援方針やアセスメント力について、経験による差が生じてしまうこと、また、介護予防の視点から社会資源との連携強化も課題である。

今後の方針
利用者主体のケアマネジメントがさらに向上するよう、介護支援専門員に継続してスキルアップ研修や事例検討会を実施する。また、社会資源を活用したマネジメントを行い、介護予防の充実を図っていく。

施策目標	第6章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第1節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-2	介護サービスの質の向上	
No.3	取組名：ケアマネジメント等の適正化	

担当課：介護保険課

通しNo.：92

9期計画P127

事業概要
利用者の「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向け、居宅介護（介護予防）サービス計画について、介護支援専門員資格を有する市職員とサービス計画を作成した介護支援専門員がともに確認検証を行うことで、個々の利用者が真に必要なサービスを確保し、適正なケアプランの作成の推進に努めます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
居宅介護（介護予防）サービス計画実確認数（件）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	60	29	48%	60	—	—	60	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
B	居宅介護支援事業所からケアプランを提出してもらい、プランを作成した介護支援専門員との面談による内容点検を行い、自立支援に資するプランとなっているかの確認を行った。 予定していた事業所を全て点検することができ、点検するプランを絞り込んで重点的な確認検証を行うことができたためB評価とする。

事業の課題
居宅介護支援事業所の数が非常に多いことから、すべての事業所の適正化を推進するためには事業を継続して行う必要がある。

今後の方針
ケアマネジメントの適正化及び質の向上を目指すためには、継続してケアプランの確認検証を行っていく。

施策目標	第6章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第1節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-2	介護サービスの質の向上	
No.4	取組名：住宅改修等の適正化	

担当課：介護保険課

通しNo.：93

9期計画P127

事業概要
住宅改修費の支給について、利用者宅の訪問調査や工事見積書の点検等を行います。 また、福祉用具の貸与や購入についても、貸与事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）への聞き取り調査等を行い、利用者の身体の状態に応じた必要なサービス提供の確認を行います。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
住宅改修等延べ確認数（件）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	840	854	102%	840	—	—	840	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	申請時等に事業者やケアマネジャーから聞き取り調査を行うとともに、必要に応じて訪問調査を行った。また、福祉用具の貸与や購入については、利用者の身体の状態に応じた必要なサービス提供の確認を随時行っている。

事業の課題
利用者の身体の状態に応じた必要なサービスを提供するためには、継続して聞き取り調査等を行う必要がある。

今後の方針
引き続き、住宅改修や福祉用具の貸与や購入があった際には、利用者の身体の状態に応じた必要なサービス提供の確認を行う。

施策目標	第6章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第1節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-2	介護サービスの質の向上	
No.5	取組名：事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化	

担当課：介護保険課

通しNo.：94

9期計画P127

事業概要
事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化について、縦覧点検や医療情報との突合を実施し、すべての事業者がルールを順守したサービス提供及び介護報酬の請求ができるように支援及び指導しています。 介護給付費通知の送付を年2回行い、介護給付等に要する費用への理解を求めるとともに、利用者が受けたサービス等の確認を行います。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
医療情報との突合件数（件）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	500	1,271	254%	500	—	—	500	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	年間を通じて、県や国保連と連携し、事業者が適正なサービスを提供出来るよう指導を行った。また、利用者が受けたサービス等の確認及び介護給付等に要する費用への理解を求めため、介護保険利用者へ給付費通知を年2回発送した。

事業の課題
利用者の状況に応じた適正なサービスを提供するためには、関係機関と連携し、事業所等への指導や聞き取り調査等を行う必要がある。

今後の方針
引き続き、年間を通じて関係機関と連携し、事業所等への指導や聞き取り調査等を行っていくとともに、介護給付等に要する費用への理解等を求めため、介護給付費通知を年に2回送付する。

施策目標	第6章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第1節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-2	介護サービスの質の向上	
No.6	取組名：つくば市看取り介護給付金事業	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：95

9期計画P128

取組概要
人生の最終段階においても住み慣れた場所で暮らし続けたいという施設入所者の希望に対応し、対象施設における高齢者の看取り体制の推進を図ることを目的として給付金を交付します。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	給付件数は毎年増加傾向であり、11施設、91名分の申請があり、給付金を交付した。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
高齢者の看取り体制を推進するため、引き続き周知が必要である。

今後の方針
引き続き、事業周知を継続し、施設の看取り体制の整備を促進する。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-2	介護サービスの質の向上	
No.7	取組名：つくば市要介護度改善ケア給付金事業	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：96

9 期計画P128

取組概要
施設職員の意欲向上及び良質な介護サービスの継続的な提供に資することを目的とし、高齢者の要介護度が改善された場合に給付金を交付しています。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	5 施設、6 名分の申請があり、給付金を交付した。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
施設職員の意欲向上及び良質な介護サービスの継続的な提供に資するため、引き続き周知が必要である。

今後の方針
引き続き、事業周知を継続し、施設職員の意欲向上及び良質な介護サービスの継続的な提供を促進する。

施策目標	第6章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第1節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-3	介護サービス事業所の指導・監査の強化	
No.1	取組名：介護サービス事業所の指導及び監査	

担当課：社会福祉課

通しNo.：97

9期計画P128

事業概要
平成25年4月1日から、茨城県より、介護保険法等の事業所指定等に関する権限がつくば市に移譲されたため、市内の介護サービス事業所に対し、「介護給付等対象サービス」の質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法第24条及び関係法令等の規定に基づき、指導及び監査を実施します。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
運営指導・監査数（件）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	60	119	198%	60	—	—	60	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	年々、増加する介護サービス事業所に対応するため、介護保険法第24条及び関係法令等の規定に基づき、当初の年次計画数を上回る指導及び監査を実施した。 (参考) ・R7 予定 131施設

事業の課題
年々、細分化する監査項目と増加を続ける事業所数に対応して、指導及び監査を実施していく必要がある。

今後の方針
外部研修等に参加し、指導及び監査に必要な知識を習得することにより、業務の向上を図る。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-4	介護人材の確保	
No.1	取組名：介護人材の処遇改善とキャリアアップの構築	

担当課：高齢福祉課

通し No.：98

9 期計画P129

取組概要
賃金改善のための処遇改善加算や、介護職員の確保・定着につなげていくための介護職員等特定処遇改善加算に加え、令和 4 年度の介護報酬改定において、介護職員の収入を引き上げるため創設された介護職員等ペースアップ等支援加算により、更なる改善を行い、介護の担い手の育成と確保に努めます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	事業者が介護職員等処遇改善加算を取得することで、介護職員の収入増加と人材確保に努めている。 事業所に算定方法や活用方法等について周知を行い、計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
毎年度、算定要件等が見直されるため、適正な算定に向けて事業者へ周知が必要である。

今後の方針
処遇改善加算の概要や算定方法等について事業所に周知し、介護職員の収入増加及び人材確保を図る。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-4	介護人材の確保	
No.2	取組名：つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金	

担当課：高齢福祉課

通し No.：99

9 期計画P129

取組概要
つくば市内の介護事業所等に新規で勤務を開始した方又は長期離職から復帰した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付し、介護の担い手の育成と確保に努めます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	36名に給付金を交付した。 より広く介護事業所等を支援するため、令和 7 年度に向けて対象職種および対象サービス種類の追加を行った。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
事業が広く周知されるよう、つくば市ホームページや広報紙への掲載、介護事業所への連絡等様々な方法での広報を行っていく必要がある。

今後の方針
本市における良質な介護サービスを持続的に確保していくため、介護人材の確保をすることが急務となっている。つくば市ホームページや広報紙への掲載、介護事業所への連絡を通して事業の周知を充実させ、介護の担い手の育成と確保に努める。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-4	介護人材の確保	
No.3	取組名：つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：100

9 期計画P129

取組概要
つくば市内の介護事業所等に勤務している方で、介護職員初任者研修または実務者研修を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付し、介護の担い手の育成と確保に努めます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	6 名に給付金を交付した。 より広く介護職員等を支援するため、令和 7 年度に向けて対象研修種類の追加を行った。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
事業が広く周知されるよう、つくば市ホームページや広報紙への掲載、介護事業所への連絡等様々な方法での広報を行っていく必要がある。

今後の方針
利用者数の増加を目指し、スタートアップフォロー給付金とあわせて、事業の周知を行い、介護の担い手の育成と確保に努める。

施策目標	第6章 介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第1節 介護サービス事業所の整備・質の向上
1-5	介護現場の生産性向上と負担軽減
No.1	取組名：介護ロボット・ICT導入支援

担当課：高齢福祉課

通しNo.：101

9期計画P129

事業概要
移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援の場面において介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図る介護ロボット・ICTを導入する費用について県の補助制度の活用を促し、働きやすい職場環境の整備及び介護従事者の確保に努めます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金（大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費）及び茨城県介護テクノロジー定着支援事業について周知を行い活用を促した。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

事業の課題
県の補助金についての事業所への情報提供を充実させる必要がある。

今後の方針
引き続き、介護ロボット及びICTの導入を促し、介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図っていく。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-5	介護現場の生産性向上と負担軽減	
No.2	取組名：文書負担の軽減	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：102

9 期計画P129

事業概要
介護サービス事業者の事務手続きに係る負担軽減のため、押印省略や電子申請の拡大などの取組を行ってきました。 介護保険法施行規則等の改正に伴い、第 9 期期間中には、指定申請等における標準様式の使用、「電子申請・届出システム」の利用が原則化されることから、利用開始に向けた対応を実施していきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	電子申請・届出システムの利用を開始、添付書類の簡略化を実施し、事務手続きの負担軽減の取り組みを行った。

事業の課題
電子申請・届出システムを利用する事業者が限られており、効果が発揮されていない。

今後の方針
システムの利用方法やメリットについて、継続的に発信を行い、利用者を増やしていく。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-5	介護現場の生産性向上と負担軽減	
No.3	取組名：リスクマネジメントの推進	

担当課：高齢福祉課

通し No.：103

9 期計画P130

事業概要
介護サービス事業所で発生した事故等については、事故報告書による報告の徹底を促すとともに、報告された事故情報の集計・分析を行い、介護現場に対する指導や支援等に活用していきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	前年度の事故報告書の集計結果をホームページに公表したことで、再発防止に寄与することができた。

事業の課題
電子メール等を活用した提出が定着していない。 報告書の提出が事故発生から 1 週間以上経過している事業所が多くみられる。

今後の方針
事業所に提出方法や提出期限を改めて周知を行う。

施策目標	第6章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第1節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-5	介護現場の生産性向上と負担軽減	
No.4	取組名：ハラスメント対策の推進	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：104

9期計画P130

事業概要
令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務づけられたことを踏まえ、介護サービス事業所に対するマニュアルの周知等、ハラスメント対策の推進に向けた体制整備の支援・連携体制の強化を行う等、介護職員が安心して働くことができるよう、職場環境・労働環境の改善を図っていきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
C	運営指導において、ハラスメント対策の実施状況を確認するとともに、カスタマーハラスメントに関する事業所からの相談については随時対応を行った。

事業の課題
カスタマーハラスメントに関する相談が増加傾向にあり、市の相談体制の強化が必要になっている。

今後の方針
引き続き、事業所内のハラスメント対策の実施状況の確認や相談対応を実施する。

施策目標	第6章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第2節	低所得者の利用負担等の軽減
2-1	低所得者の利用負担等の軽減	
No.1	取組名：社会福祉法人による利用者負担額減免事業	

担当課：介護保険課

通しNo.：105

9期計画P131

事業概要
介護保険サービスを提供する社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得者で生計が困難である方の利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的にする制度です。 この制度は、社会福祉法人にも負担が生じるため、軽減の実施に関しては各社会福祉法人に任されています。 社会福祉法人が低所得者に対して利用者負担の軽減を実施する際には、市が該当する社会福祉法人に対して一定額を助成することで、利用者の負担軽減を図ります。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
社会福祉法人による利用者負担額減免実認定者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	41	67	163%	42	—	—	43	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	低所得者で生計が困難である方に対して、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が社会的役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的にする制度です。 この制度は、社会福祉法人にも負担が生じるため、軽減の実施に関しては各社会福祉法人に任されています。社会福祉法人が低所得者に対して利用者負担の軽減を実施する際には、市が該当する社会福祉法人に対して一定額を助成することで、利用者の負担軽減を図ります。

事業の課題
継続して利用者負担を軽減するためには、社会福祉法人の協力が不可欠である。 また、利用促進のため制度について、市民やケアマネジャーへの周知が必要である。

今後の方針
引き続き利用者負担を軽減するため、制度の周知等を行うとともに、社会福祉法人に対して協力依頼を行っていく。 また、制度の利用促進のため、ホームページや広報など様々な媒体を利用して周知する。

施策目標	第6章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第2節	低所得者の利用負担等の軽減
2-1	低所得者の利用負担等の軽減	
No.2	取組名：特定入所者介護（予防）サービス費事業	

担当課：介護保険課

通しNo.：106

9期計画P131

事業概要		
介護保険施設の入所又は短期入所を利用した場合に発生する介護費用以外の食費、居住費について、低所得者の世帯に対して過重な負担増により施設入所が困難になることがないよう、所得や預貯金等の資産状況に応じた定額の負担限度額を設けることにより、食費、居住費の一部を給付し負担軽減を図ります。		

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
特定入所者介護（予防）サービス実認定者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	1,400	1,413	101%	1,450	—	—	1,500	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	更新手続きを円滑に進めることで、対象者が介護保険施設やショートステイを利用したときの食費・居住費の利用者負担の軽減を図ることができた。

事業の課題
課税情報や預貯金の額により制度が該当するかどうか異なるため、利用者が引き続き制度を利用するためには、毎年更新手続きを行う必要がある。

今後の方針
更新手続きをスムーズに行うため、HP等で周知を行うとともに、利用者や事業書宛てに文書等でお知らせを行う。

施策目標	第6章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第2節	低所得者の利用負担等の軽減
2-1	低所得者の利用負担等の軽減	
No.3	取組名：高額介護（予防）サービス費事業高額医療・高額介護合算サービス費事業	

担当課：介護保険課

通しNo.：107

9期計画P131

事業概要
高額介護（予防）サービス費は、介護保険サービスの利用者負担が著しく高額にならないように、世帯での負担合計が一定の上限（負担上限額）を超えた場合に、その超えた分を給付し、利用者負担を軽減する制度です。 また、高額医療・高額介護合算サービス費は、医療費と介護費の負担が著しく高額にならないように、医療費と介護費を合算した負担額が一定の上限を超えた場合は、その超えた分の払戻しを行う制度です。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
高額介護（予防）サービス、 高額医療・高額介護合算サ ービス延べ利用者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	25,000	25,862	103%	25,500	—	—	26,000	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	利用者負担が高額になった方に、適切な申請勧奨を行うことで、サービス利用者に対してスムーズに費用の一部を助成し、利用者負担を軽減することができた。

事業の課題
介護保険制度に改正があった場合などは、すみやかに対象者へ周知する必要がある。

今後の方針
引き続き制度の説明を丁寧に行い、適切な申請勧奨や制度の周知を行う。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 3 節	介護保険料の減免・細分化
3-1	介護保険料の減免・細分化	
No.1	取組名：保険料の減免	

担当課：介護保険課

通し No.：108

9 期計画P133

事業概要
介護保険制度での保険料の段階は、所得状況及び市民税の課税状況に応じて設定されていますが、災害や心身の重大な障害、失業、生活困窮等により、保険料の全部又は一部を納付することができない場合は、保険料の減免措置を行います。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	納入通知書の裏面について記載している。また、ホームページ等で周知している。

事業の課題
減免制度について更なる周知が必要である。

今後の方針
引き続き、災害や心身の重大な障害、失業、生活困窮等により保険料の全部または、一部を納付することができない場合は、保険料の減免措置を行う。また、減免制度について、ホームページ、広報誌など様々な広報媒体を利用し周知する。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 3 節	介護保険料の減免・細分化
3-1	介護保険料の減免・細分化	
No.2	取組名：保険料段階区分の細分化	

担当課：介護保険課

通し No.：109

9 期計画P133

事業概要
第 9 期計画の令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間の保険料段階区分について、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、引続き多段階化を実施します。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	保険料段階区分の細分化により、安定した収納率を得ている。

事業の課題
負担能力に応じた保険料設定となるよう必要に応じて、適切な細分化を検討する。

今後の方針
近隣市町村の動向を注視しつつ、適切な細分化を検討する。